

i 野焼きは法律で原則として禁止されています

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、有害物質を発生させ、人への健康被害を引き起こすことがあります。家庭や事業所から出たごみを野焼きで処分することは法律で原則禁止されています。ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。

【罰則規定】

5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金（またはこの併科）が課せられます。

◆野焼きの例外について(具体例)

- ① 河川や海岸の管理者が行う管理上必要な草木や漂着物などの焼却
- ② 道路管理者が行う道路管理のために剪定した枝などの焼却
- ③ どんと焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却
- ④ 農作業における草木や稲わらなどの焼却、漁網に付着した海産物の焼却
- ⑤ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずなどの焼却

◆家庭から出たごみや事業系一般廃棄物は？

家庭ごみは分別し町のごみ収集に出してください。事業系一般廃棄物は集積所に出さずに幡多クリーンセンターに直接持ち込むか、町が許可した収集・運搬業者に委託し、責任を持って処理してください。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎ 43-2800

i 森林所有者の皆さんへ

間伐や造林などに対する支援制度があることをご存じですか。

【施業を集約化し、間伐などを行う場合の補助事業】

◆造林事業(国庫補助事業)

- ・ 内容 林齢が11年生以上かつ0・1/鈐以上の人工林の除伐、保育間伐、搬出間伐、作業道について支援。

・ 補助率 事業費の68%

◆みどりの環境整備支援交付金事業(県補助事業)

- ・ 内容 11/45年生の人工林の除伐、保育間伐(造林事業にプラス)について支援。

・ 補助率 定額

◆木材安定供給推進事業(国庫補助事業)

- ・ 内容 0・1/鈐以上の人工林の除伐、保育間伐、搬出間伐、作業道について支援。

・ 補助率 定額

【自分で自分の山を手入れする場合の補助事業(自伐林家などを含む)】

◆緊急間伐総合支援事業(県補助事業)

- ・ 内容 林齢が11年生以上かつ0・1/鈐以上の人工林の保育間伐、搬出間伐、作業道について支援。

・ 補助率 定額

【再造林および被害防護施設などに対する支援制度】

◆森林資源再生支援事業(県補助事業)

- ・ 内容 造林事業および木材安定供給推進事業で採択された人工造林および附帯施設等整備、下刈りおよび皆伐施業地から発生する林地残材などの運搬について支援。

・ 補助率 事業費の90/95%以内(運搬は定額)

○お問い合わせ

佐賀支所海洋森林課林業振興係

☎ 55-3115

幡東森林組合

☎ 55-2021

幡多林業事務所

☎ 35-5977

i 踏切のない場所での線路横断はやめよう

7月10日(土)、踏切のない場所、線路を横断しようとした際、列車と衝突し大けがを負われる事象が発生しました。

鉄道の安全の確保は、鉄道会社だけでは充分とはいえません。日頃から、警察や自治体などの関係機関や住民の皆さんのご協力が欠かせません。

踏切のない場所での線路横断は絶対せず、安全の確保に向けたご協力をお願いします。

※線路内に立ち入った場合は、鉄道営業法第37条で科料に処せられます。また、単に線路内に入っただけでなく、列車の往来に危険を生じさせた場合は、刑法第125条「往来危険罪」や第129条「過失往来危険罪」によって罰せられます。線路内立ち入りが原因で支障時間、1時間未満の輸送トラブルによっても、1千万円を超える影響が生じる可能性があります。

○お問い合わせ

土佐くろしお鉄道(株) 鉄道部

☎ 34-4531

高知県 木材増産推進課

☎ 088-821-4602